京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

規則

ページ

○京都府社会福祉審議会規則の一部を改正する規則　（家庭・青少年支援課）　791

告示

○地方自治法に基づく収納事務の委託　（京都府立植物園）　〃
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の同意の認定　（水産事務所）　792
○公共測量の終了　（用地課）　〃

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出　（山城広域振興局、中丹広域振興局）　792
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧　（山城北土木事務所）　795
○都市計画法に基づく工事完了　（乙訓土木事務所）　〃

正誤

○令和８年11月13日付け京都府公報第766号中　〃

規則

京都府社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月17日
京都府知事　西脇　隆俊

京都府規則第38号

京都府社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

京都府社会福祉審議会規則（平成12年京都府規則第８号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「第33条の10」を「第33条の10第１項」に、「に関する」を「（措置延長等利用者虐待を含む。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の２第１項に規定する入園児虐待に関する」に改め、同項第３号中「第32条」を「第31条」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同条中同項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項第１号の「措置延長等利用者虐待」とは、児童福祉法第33条の10第１項に規定する施設職員等が次に掲げる者について行う行為であって、当該者を同項の児童（第２号において単に「児童」という。）とみなして同項の規定を適用したならば同項に規定する被措置児童等虐待に該当することとなるものをいう。

⑴　児童福祉法第33条の10第１項に規定する被措置児童等として同項に規定する措置等を受けた者であって、満18歳に達した後も、当該措置等の延長等により当該事業を利用し、委託され、入所し、又は一時保護が行われたもの

⑵　前号に掲げるもののほか、児童福祉法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業を利用する者であって、児童以外のもの

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

京都府告示第560号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の２第１項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和８年11月17日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託年月日
63	京都みらいグリーンパートナーズ　代表グリーンホスピタルサプライ株式会社	吹田市春日三丁目20の８	京都府立植物園条例（昭和35年京都府条例第33号）第３条に掲げる使用料	令 8. 3.13	令 8. 7. 1

京都府告示第561号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第２項の規定による同意があったものと認めた。

令和８年11月17日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

区　　域	区　　分
田　井・成　生　区　域	小型合併漁業

京都府告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の地域の公共測量（令和７年京都府告示第401号）が令和８年８月24日終了した旨測量計画機関の長である京都府中丹西土木事務所長から通知があった。

令和８年11月17日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

測量の地域
福知山市字拝師地内

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第８条第１項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和８年11月17日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1(1)　届出事項の概要

ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町１番地
代表取締役　平松　正嗣

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市莵道平町28番の１

ウ　変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか15業者	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか12業者	令 8. 7.20 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに退店のため

(2)　届出年月日
令和８年10月20日

(3)　縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4)　縦覧期間
　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
(5)　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課
2(1)　届出事項の概要
　ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　株式会社平和堂
　彦根市西今町１番地
　代表取締役　平松　正嗣
　イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
　アル・プラザ城陽
　城陽市富野荒見田112番地
　ウ　変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか52業者	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか47業者	令 8. 8.20 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

(2)　届出年月日
　令和８年10月20日
(3)　縦覧場所
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
(4)　縦覧期間
　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
(5)　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課
3(1)　届出事項の概要
　ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　株式会社平和堂
　彦根市西今町１番地
　代表取締役　平松　正嗣
　イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
　アル・プラザ京田辺
　京田辺市田辺中央五丁目２番地１
　ウ　変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか20業者	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか19業者	令 8. 7.20 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び退店のため

(2)　届出年月日
　令和８年10月20日
(3)　縦覧場所
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
(4)　縦覧期間
　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
(5)　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課
4(1)　届出事項の概要
　ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　株式会社平和堂
　彦根市西今町１番地
　代表取締役　平松　正嗣
　イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
　アル・プラザ木津
　木津川市相楽城西15番地
　ウ　変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか13業者	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか12業者	令 8. 6.20 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに退店のため

(2)　届出年月日
　令和８年10月20日
(3)　縦覧場所
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
(4)　縦覧期間
　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
(5)　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課
5(1)　届出事項の概要
　ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　株式会社平和堂
　彦根市西今町１番地
　代表取締役　平松　正嗣
　イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
　フレンドマート・Ｇ宇治市役所前店
　宇治市宇治下居46番地１

ウ　変更の内容

変更した事　項	変　更　前	変　更　後	変　更　年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか３業者	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか３業者	令 8. 5.21 ほか	小売業を行う者の退店及び出店のため

(2)　届出年月日
　令和８年10月20日
(3)　縦覧場所
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
(4)　縦覧期間
　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
(5)　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

6(1)　届出事項の概要
ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　株式会社ＮＴＴ西日本アセット・プランニング
　大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
　代表取締役　盛岡　弘一
イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
　フレンドマート伊勢田店
　宇治市伊勢田町名木二丁目１番地209
ウ　変更の内容

変更した事　項	変　更　前	変　更　後	変　更　年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか２業者	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか２業者	令 8. 6.23	小売業を行う者の名称及び代表者の変更のため

(2)　届出年月日
　令和８年10月20日
(3)　縦覧場所
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
(4)　縦覧期間
　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
(5)　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

7(1)　届出事項の概要
ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(ｱ)　株式会社カインズ
　本庄市早稲田の杜１丁目２番１号
　代表取締役　高家　正行
(ｲ)　株式会社平和堂
　彦根市西今町１番地
　代表取締役　平松　正嗣
イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ガーデンモール木津川
　木津川市州見台一丁目１番ほか
ウ　変更の内容

変更した事　項	変　更　前	変　更　後	変　更　年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか15業者	株式会社平和堂 彦根市西今町１番地 代表取締役 平松　正嗣 ほか14業者	令 8. 6.20 ほか	小売業を行う者の代表者の変更及び退店のため

(2)　届出年月日
　令和８年10月20日
(3)　縦覧場所
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
(4)　縦覧期間
　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
(5)　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

8(1)届出事項の概要
ア　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(ｱ)　株式会社藤屋
　福知山市東野町１番地
　代表取締役　後藤　弘和
(ｲ)　綾部ショッピングプラザ協同組合
　綾部市綾中町花ノ木30番地
　理事長　岡安　庄治
イ　大規模小売店舗の名称及び所在地
　さとう綾部ショッピングプラザ
　綾部市綾中町花ノ木30番地
ウ　変更の内容

変更した事　項	変　更　前	変　更　後	変　更　年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏	株式会社藤屋 福知山市字	株式会社藤屋 福知山市東	令 7. 5.13 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	上紺屋15番地 代表取締役 宮垣　幸光 綾部ショッピングプラザ協同組合 綾部市綾中町花ノ木30番地 理事長 岡安　庄治	野町１番地 代表取締役 後藤　弘和 綾部ショッピングプラザ協同組合 綾部市綾中町花ノ木30番地 理事長 岡安　庄治		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤　総二郎 ほか17業者	株式会社さとう 福知山市東野町１番地 代表取締役 佐藤　祥一 ほか12業者		小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに退店及び新規出店のため

⑵　届出年月日
　　令和８年10月26日
⑶　縦覧場所
　　京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
⑷　縦覧期間
　　令和８年11月17日から令和９年３月17日まで
⑸　意見書の提出先
　　京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

城陽市から宇治都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和８年11月17日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項に関する工事が次のとおり完了した。

令和８年11月17日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　工事が完了した開発区域に含まれる地域
　　長岡京市金ケ原御所ノ内20、21、21の乙、22、22の乙、23、23の乙、24
　　（関連区域）
　　長岡京市金ケ原御所ノ内23の２、23の３、24の２、26の一部、市有地
2　開発許可を受けた者の住所及び名称
　　枚方市船橋本町二丁目33
　　原田建設株式会社

正　　誤

令和８年11月13日付け京都府公報第766号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
789	左	上から12	335, 348	355, 348